

日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

調剤報酬全点数解説（2022年度改定版） 「服薬管理指導料(4：オンライン服薬指導)」

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美
日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6178号 栗原盛一

凡例

告示・通知等

薬機法施行規則・関連通知等

疑義解釈

MPSコメント

資料No.20220517-1069-2

(5月13日更新)

・2022年度改定に合わせて内容を更新しました。

本資料は、2022年4月28日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

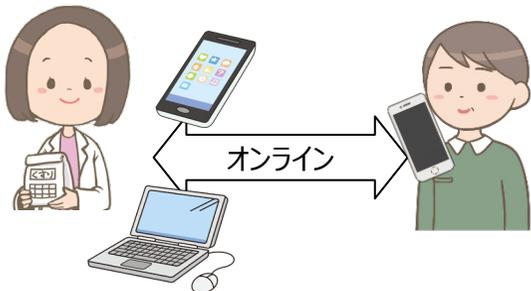


区分	処方箋受付1回につき	点数
1	3か月以内に再度処方箋を持参した患者（手帳提示）	45点
2	1以外の患者又は1の患者で手帳を提示していない場合	59点
3	特別養護老人ホームに入所している患者に訪問して行った場合	45点
4(イ)	オンライン服薬指導を行った場合（3か月以内に再度処方箋を提出し、手帳を提示した患者）	45点
4(ロ)	オンライン服薬指導を行った場合（4(イ)以外の患者）	59点
特例（注13）	手帳の活用実績が低い薬局	13点
特例（注14）	前回かかりつけ薬剤師指導料等算定患者に、連携薬剤師が指導を行った場合	59点

【2020/3/31疑義解釈その1】 特区におけるオンライン服薬指導についても服薬管理指導料「4」算定

【「4」主な要件】

○情報通信機器を用いた服薬指導



映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することが可能な方法

○加算の算定可

【算定可】

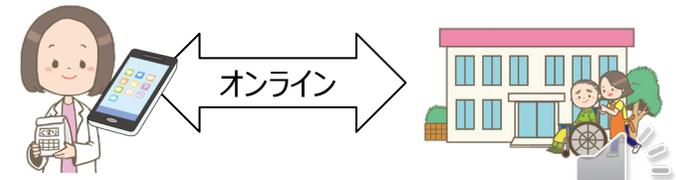
- ・麻薬管理指導加算
- ・特定薬剤管理指導加算 1、2
- ・乳幼児服薬指導加算
- ・小児特定加算
- ・吸入薬指導加算
- ・調剤後薬剤管理指導加算

○注13特例該当薬局は特例点数を算定



おくすり手帳
手帳活用実績
50%以下

○特別養護老人ホームの患者等（施設職員含む）に実施した場合は「3」を算定



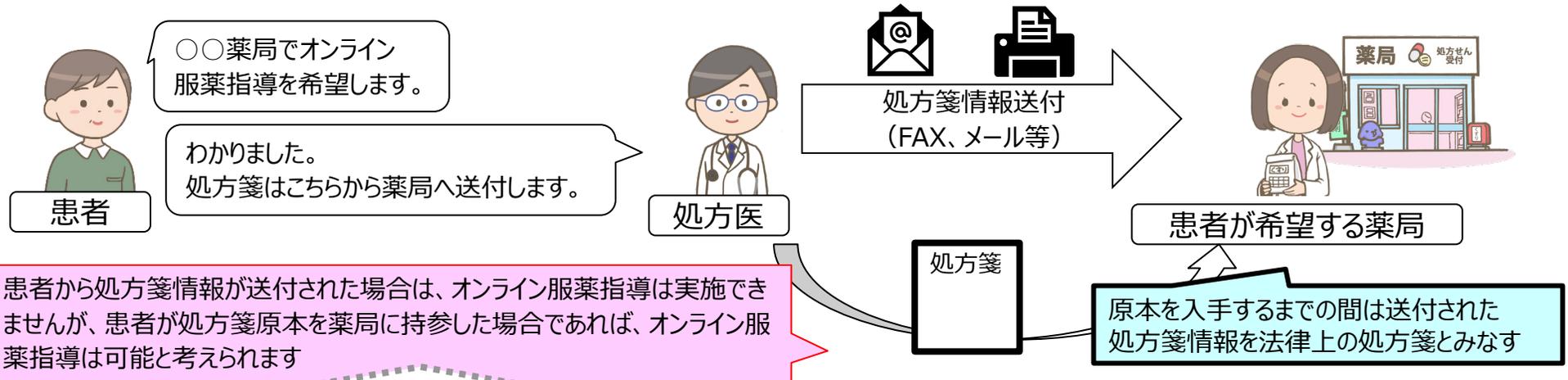
○薬機法施行規則及び関連通知に沿って実施

特区におけるオンライン服薬指導の場合、
特区法施行規則及び関連通知に沿って実施

【2022/3/31疑義解釈その1】算定要件にある「関連通知」は、令和4年3月31日付「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する省令の施行について（オンライン服薬指導関係）」を指す。

◎処方箋

- ・患者から申出があった場合は、医療機関から処方箋を薬局に直接送付することができる
- ・処方箋の備考欄に「オンライン服薬指導希望」と記載し、医療機関から患者が希望する薬局に処方箋情報を送付し、処方箋原本も患者に渡さず、薬局に送付する。



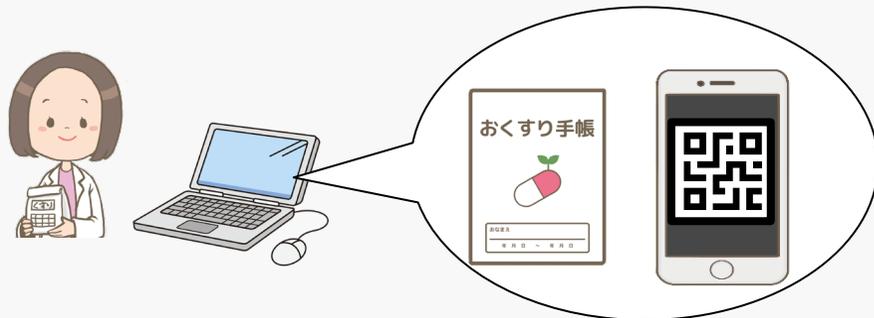
患者から処方箋情報が送付された場合は、オンライン服薬指導は実施できませんが、患者が処方箋原本を薬局に持参した場合であれば、オンライン服薬指導は可能と考えられます

【令和4年3月31日パブリックコメント結果】
意見：患者が処方箋原本を薬局に持ち込み、後日オンラインで服薬指導するケースを排除しないで欲しい。
考え方：ご指摘の場合はオンライン服薬指導の実施が可能です。

◎その都度オンライン服薬指導の実施について可否を判断する
(判断の基礎となる事項は患者への説明やホームページ等により明らかにする)



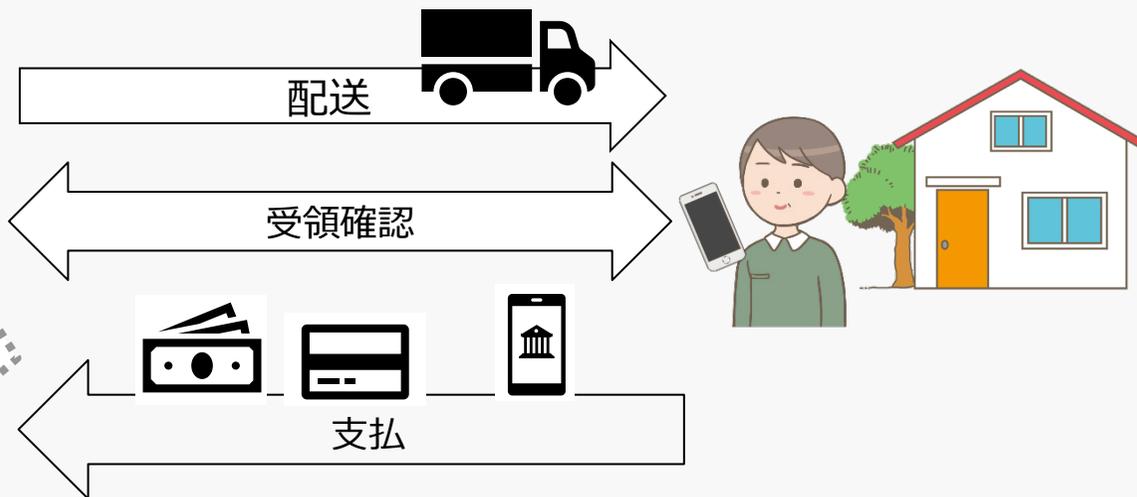
- 原則として、手帳により薬剤服用歴等及び服用中の医薬品等について確認する
また、患者が服用中の医薬品等について、一元的、継続的に確認できるよう必要な情報を手帳に添付又は記載する



服薬状況の把握の方法は、

- ・お薬手帳
- ・患者が利用した他薬局からの情報提供
- ・処方医の診療情報
- ・患者から聴取した情報が考えられる。

- 情報通信機器の運用費用及び医薬品等の配送費用は、療養の給付と直接関係ないサービス等として、別途徴収できる
- 薬剤を配送する場合は、受領の確認を行う

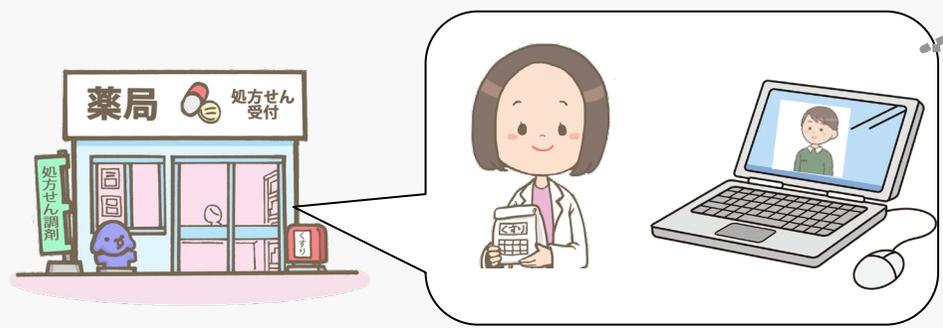


患者が支払う費用は、
代金引換、銀行振込、クレジットカード決済、
その他電子決済等の方法により実施して差し支えない。
(薬局内掲示やホームページへの掲載等により
あらかじめ患者等に周知する)



算定要件からは削除されたが 関連通知で継続または変更された内容

- オンライン服薬指導は、保険薬局内で行う



オンライン服薬指導を行う場所は、その調剤を行った薬局内の場所とし、対面による服薬指導が行われる場合と同程度にプライバシーに配慮すること

2021年12月に規制改革推進会議で決定された内容を踏まえ、薬剤師の自宅等での実施について検討されているところです

- (改定前) 原則同一の薬剤師が対面による服薬指導及びオンライン服薬指導を行う

⇒ (現行関連通知) 患者の意向の範囲内で、かかりつけ薬剤師・薬局により行われることが望ましい

【参考：算定要件、関連通知から削除された主な内容】

<対象患者>

- ▲ オンライン診療により処方箋が交付された患者 かつ
3か月以内に対面により当該オンライン診療を実施する医療機関の処方箋について薬剤服用歴管理指導料「1」又は「2」を算定している患者

<対象薬剤>

- ▲ 同一内容又はこれに準じる内容の処方箋により調剤された薬剤が対象

<その他>

- ▲ 服薬指導計画の策定
- ▲ 算定制限 (月1回に限り)
- ▲ 厚生局への届出

★情報通信機器を用いて服薬指導を行った場合 ⇒ 特例的な取扱いとしては**廃止**

【2022年3月31日「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その69）」】



★電話を用いて服薬指導を行った場合 ⇒ 特例的な取扱いは**継続**

